

大企業による非正規労働者の大量解雇を許さず、 労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを求める決議

1 アメリカ発の金融危機による経済不況を理由に、自動車・電機メーカーなどの大企業は、昨年秋からいっせいに期間工、派遣工などの非正規労働者の大量解雇・雇い止めを強行している。その人数は、製造業への派遣・請負の業界団体の調査では今年3月末までに40万人に及び、厚生労働省の調査では6月末までに20万7381人に及ぼうとしている。低賃金で働かされ、住まいも蓄えもない「働く貧困層」の中には、大量解雇・雇い止めにより路上生活へと追いやられる者も少なくない。年末年始に行なわれた日比谷「派遣村」には、解雇され住まいを奪われた多くの労働者が集まり、それまでばらばらで見えなかった貧困を社会に見える形で明らかにし、大きな衝撃をあたえた。

この間、大企業は正規労働者を非正規労働者に置きかえることで人件費を削減し、史上空前の利益を上げてきた。上場企業は08年3月期まで6期連続増益、5期連続最高益更新を果たし、大企業全体でため込んだ内部留保は230兆円を超えている。大企業に労働者の雇用を守る体力があることは明らかであり、莫大な利益をため込んだ大企業が雇用に対する社会的責任を放棄し、非正規労働者の大量解雇を行なうことは許されない。政府は、大企業が非正規労働者の大量解雇を行なわないよう厳しく指導すべきである。

2 大企業の大量解雇に対して、非正規労働者は、全国各地で、労働組合の結成、労働局への直接雇用の申告、雇用継続や直接雇用を要求する裁判闘争などに立ち上がっている。この間、労働組合の新規結成が110、既存の労働組合への加入が125、労働組合に結集した労働者は5000人を超えている。これほど多くの労働組合が結成され、労働者が労働組合に加入したことは、終戦直後の一時期を除いてかつてなかったことである。

栃木・藤沢のいすゞの期間・派遣労働者、福井のパナソニック若狭の派遣労働者、愛知の三菱電機の派遣労働者、栃木のホンダの期間労働者、姫路の日本トムソンの元派遣労働者、防府のマツダの派遣労働者、神奈川の日産・日産車体の派遣・期間労働者等々、非正規労働者が全国各地で続々と裁判闘争に立ち上がっている。そして、いすゞの労働者は、今年3～4月には派遣先による労働者派遣契約の中途解除を原因とする派遣労働者の中途解雇を違法無効とする仮処分決定を勝ち取り、5月には期間労働者に対する休業を理由とする40%賃金カットを違法無効とする仮処分決定を勝ち取っている。

これらの非正規労働者のたたかいを通じて、非正規労働の現場では、偽装請負、派遣期間制限違反、違法な「クーリング」期間の設定、労働者派遣契約の中途解除と派遣労働者の中途解雇、細切れ契約の反復更新と雇い止めなど、違法行為が横行していることが次々と明らかになっている。

3 派遣労働の現場から、派遣労働者の切り捨てを許さず、違法行為をなくし、人間らしく働くルールを確立するためには、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することが不可欠である。

政府は、昨年11月4日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。しかし、政府案は、登録型派遣を全面的に認めるなど抜本改正にほど遠いばかりか、派遣期間が3年を超えた場合の派遣先の雇用契約申込み義務を撤廃するなど新たな改悪規定を含んでおり、とうてい容認できないものである。

自由法曹団は、次の原則を尊重し、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ早急に抜本改正することを求めるものである。

- ① 労働者派遣は、「臨時的・一時的なものであり、常用雇用の代替にしてはならない」との原則を明確にし、派遣受入れ期間の上限を1年とすること
- ② 日雇い派遣は、全面的に禁止すること
- ③ 登録型派遣は、通訳など専門性の高い業務以外は禁止すること
- ④ 「物の製造の業務」の派遣は、ただちに禁止すること
- ⑤ 偽装請負、派遣期間制限違反等の違法派遣があった場合、「派遣先との間に期間の定めのない雇用契約が成立したとみなす」こと
- ⑥ 派遣労働者の賃金、福利厚生等の労働条件は、派遣先に直接雇用される労働者との均等待遇を図ること

4 自由法曹団は、全国の労働者と連帯してたたかい、大企業の無法な非正規労働者の大量解雇を許さず、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正するために全力をあげる決意である。

2009年5月25日

自由法曹団2009年5月研究討論集会